

# 料 金 改 定 に 関 す る Q & A

上下水道部経營業務課

## 質問 1 いつから料金改定となるのですか？

回答 1 令和 8 年 4 月 1 日から新料金となります。これ以降の水道の使用に対して、新料金が適用されますので、(継続利用の方は) 実際には、令和 8 年 6 月検針、7 月検針分から新料金となります。

ただし経過措置として、令和 8 年 3 月 31 日以前から契約している場合は、料金改定後、1 回目の検針 (令和 8 年 4 月・5 月) は旧料金を適用し、2 回目の検針以降 (令和 8 年 6 月・7 月) 以降、新料金を適用します。

なお、引っ越し等により令和 8 年 4 月 1 日以降に使用を開始した場合は、1 回目の検針から新料金を適用します。

【凡例】旧料金新料金

|     | 令和 8 年              |                     |                         |                         |         |         |
|-----|---------------------|---------------------|-------------------------|-------------------------|---------|---------|
|     | 2 月                 | 3 月                 | 4 月                     | 5 月                     | 6 月     | 7 月     |
| 偶数月 | ○検針<br>← 2・3 月使用分 → |                     | ○検針 ●請求<br>← 4・5 月使用分 → |                         | ○検針 ●請求 |         |
| 奇数月 |                     | ○検針<br>← 3・4 月使用分 → |                         | ○検針 ●請求<br>← 5・6 月使用分 → |         | ○検針 ●請求 |

## 質問 2 どれくらい値上がりするのですか？

回答 2 平均で 23% の値上げとなります。

平均的な家庭における実際の請求 (2 か月分) に当てはめた場合の試算

(税込)

| 世帯人員 | 使用水量               | 現行料金       | 改定額        | 差額         | 改定率         |
|------|--------------------|------------|------------|------------|-------------|
| 1 人  | 1 6 m <sup>3</sup> | 2, 1 5 6 円 | 2, 6 4 0 円 | 4 8 4 円    | 2 2 . 4 % 増 |
| 2 人  | 3 0 m <sup>3</sup> | 4, 4 6 6 円 | 5, 4 8 9 円 | 1, 0 2 3 円 | 2 2 . 9 % 増 |
| 3 人  | 4 0 m <sup>3</sup> | 6, 1 1 6 円 | 7, 5 2 4 円 | 1, 4 0 8 円 | 2 3 . 0 % 増 |
| 4 人  | 4 6 m <sup>3</sup> | 7, 2 3 8 円 | 8, 9 1 0 円 | 1, 6 7 2 円 | 2 3 . 1 % 増 |

**質問3 自分の家の水道料金がいくらになるか教えてください。**

回答3 インターネットをご利用できるのであれば、(令和7年)4月中を目安に市ホームページに水道料金の早見表や新料金を計算できるものをエクセルファイルで掲載しますので、そちらを参考にしてください。

**質問4 料金が変わることをどのように市民に知らせていくのですか？**

回答4 令和7年3月定例市議会で料金改定が決まりましたので、まずは5月号広報にて、料金改定の記事を掲載し、周知いたします。その後、10月頃に水道だよりの全戸配布、直前の令和8年2月検針、3月検針時にポスティングチラシを配布し、周知していく予定です。

**質問5 下水道使用料も値上がりするのですか？**

回答5 今回の料金改定の検討は、あくまで水道料金に限ったものであり、下水道使用料は変更ありません。

**質問6 収入が少ない人などへの水道料金の免除はありますか？**

回答6 ありません。ご利用いただいた水道水の量に伴う水道料金を、公平にお支払いいただくようお願いいたします。なお、支払いが難しくなった場合は、相談していただいた上で、支払い計画を作成の上、分割払いなど、状況に応じた対応を取らせていただきます。

**質問7 なぜ水道料金を上げる必要があるのですか？**

回答7 人口減少や節水機器の普及などにより、料金収入が減少しており、経営が厳しい状況となっておりますが、水道施設の老朽化、耐震化対策に伴う更新費用を確保し、将来にわたって、水道サービスを持続的かつ安定して利用者の皆様に提供していくため、水道料金の改定はやむを得ないものですので、ご理解をお願いいたします。

**質問8 なぜ物価高騰のこの時期に料金を上げるのですか？**

回答8 物価が高騰し、生活が厳しい状況にある中で、水道料金の値上げについて、ご懸念をお持ちのことと思います。

値上げを先送りした場合、老朽化した施設の更新やサービスの質が維持できなくなるなど、水道事業の長期的な影響が発生し、結果的に市民生活にとって経済的な負担が増す結果になりかねないため、難しい状況下ではありますが、料金を値上げさせていただくこととしました。

**質問 9 料金改定を避けるための努力はしてきたのですか？**

回答 9 業務の外部委託や水道施設の運転管理業務に包括業務委託を導入するなど、職員人件費の抑制や業務の効率化などを図ってきましたが、水需要（有収水量）の減少による料金収入の減少の要因が大きく、このたび、やむを得ず料金改定を行うこととしました。

**質問 10 水道事業が厳しかったら、税金を投入すればいいのではないですか？**

回答 10 水道事業は、地方公営企業として「独立採算制」によって、経営に必要な経費については、利用者の皆様からいただく水道料金収入で賄うことを原則としています。水道事業が提供するサービスについては、使用水量などによって受益の程度が特定できるため、事業が厳しいからといって、税金の投入はいたしません。

**質問 11 上がった水道料金で何をするのですか？**

回答 11 いただいた水道料金は、管路や浄水場等の施設の維持管理費用、また、水道事業としての業務にかかる運営費用など、さらに施設の更新費用に充てられます。昨今の全国的な災害等の状況を踏まえると、施設や管路の老朽化対策、耐震化対策は喫緊の課題となっていますので、今回の料金改定により、計画的に事業を進めることができます。

**質問 12 水道料金の改定はいつ以来ですか？**

回答 12 1市2町の合併による水道料金の統合（平成20年度）、消費税改定（令和元年度、平成26年度、平成9年度）による料金改定はありますが、このような事情以外の料金改定については、旧鴻巣市から引き継ぐものとしては、平成8年度の改定以来、30年ぶりです。（改定時期となる令和8年4月時点）

**質問 13 他の市町村も値上がりするのですか？**

回答 13 市で把握している情報ですが、令和元年度から令和7年4月までの間に料金改定を実施した県内の水道事業体は18団体あります。令和8年4月から埼玉県水が値上げされることから、県内のどの水道事業体にとっても一定のコスト増が見込まれますので、今後、料金改定を行う事業体は増えてくると思われます。

**質問 14 水道基本料金の減免を行ったから経営が厳しくなったのではないですか？**

回答 14 市では、新型コロナウイルス感染症拡大や物価高騰に対する支援施策として、令和2年度からこれまで6回、水道基本料金免除を実施し、市民生活の負担を軽減してきました。令和2年度の1回目の免除については、水道事業独自の減収にて対応しましたが、以降の5回分については、すべて一般会計から減収額と実施に要した事務的経費を補てんするための繰入金を受けており（一般会計側でも国庫補助金や新型コロナウイルス感染症対策基金を活用）、給水収益そのものは減収しておりますが、

事業全体での総収益としては、損失が発生しないような枠組みで執り行っておりま  
すので、今回の料金改定に水道基本料金免除の影響はありません。

**質問 15 なぜ 23%も値上げする必要があるのですか？**

回答 15 本市においては、現状（令和 5 年度決算）では、原価 100 円の水を 93 円程  
度（減免を控除した場合でも 98 円程度）で皆様へ届けている状態で、いわゆる「原  
価割れ」状態にあたり、水道料金だけでは、給水にかかる費用が足りておらず、施  
設維持の費用が捻出できておりません。このような経営状況を改善し、（料金算定  
期間の最終年度である令和 9 年度において）経営上の目標（①純利益計上、②料金  
回収率 100%以上、③内部留保資金が給水収益の半年分以上）を達成できることを  
条件に試算した結果、水道料金収入については、23%の改定が必要となりました。

**質問 16 料金改定は誰が決めたのですか？**

回答 16 令和 6 年 1 月から令和 7 年 10 月にかけて、公募委員、大口使用者、学識経  
験者が委員となり、「鴻巣市上下水道事業運営審議会」を開催し、水道料金の水準  
に関する議論を行いました。審議会からは、「水道サービスを持続的かつ安定して  
利用者に提供していくため、水道料金の改定はやむを得ないもの」との結論に至り、  
これを踏まえ、市としても、持続可能な水道事業の運営を確保するため、水道料金  
の改定を市議会に提案し、令和 7 年 3 月議会において決定されました。